# 訴 状

京都地方裁判所 御中

2020年11月4日

原告ら訴訟代理人

弁護士 大 橋 さゆり 島 弁護士 加 宏 弁護士 康 由 美 田 由紀子 弁護士 定 弁護士 中 島 光 孝 田 恵美子 弁護士 吉 弁護士 大河原 壽 貴 弁護士 奥 村 一彦 晃 弁護士 中 島 弁護士 諸富 健

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

京都・主基田抜穂の儀参列等違憲住民訴訟事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

### 請求の趣旨

- 1 被告は、相手方西脇隆俊に対し、
  - (1) 金116, 886円及びこれに対する2019年9月17日から
  - (2) 金38, 024円及びこれに対する2019年10月16日から
  - (3) 金237, 612円及びこれに対する2019年11月15日から 各支払済みまで、いずれも年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

### 請求の原因

### 第1 当事者

- 1 原告らは、いずれも京都府に居住する住民である。
- 2 被告は、京都府の知事である。
- 3 原告らが被告に対し、損害賠償請求を求める相手方西脇隆俊は、2019年9月 から11月の時点で、京都府知事の地位にあった者である。

### 第2 主基田抜穂の儀他大嘗祭関連行事への公金支出の事実

京都府知事らは、次の1万至3のとおり、「主基田抜穂の儀」(本訴訟では「主基斎田」を「主基田」という)、その他大嘗祭に係わる各行事に公人として参列し、あるいは出張(以下、「本件参列・出張」という。)し、その結果、京都府をして別紙「損害額計算書」記載のとおり計392,522円の給与の支払い、及び旅費の支出(以下、「本件公金支出」という。)をさせた(給料の支給日は、京都府「職員の給与、勤務時間等に関する規則」第47条参照)。

1 2019年9月27日、南丹市で行われた「主基田抜穂の儀」に京都府知事、京 都府農林水産部長が参列し、農林水産部主査が府庁から出張した。同日にかかる給 与は、同月17日に支給された。

- 2 2019年10月15日、京都府東京事務所長が「主基田」で収穫された新穀献 納の儀に参列するため東京事務所(会館)から皇居に出張した。同日にかかる給与は、 同月16日に支給された。
- 3 2019年11月14、15日に行われた大嘗宮の儀に京都府知事が参列し、1 6日の大饗の儀、とりわけ「悠紀殿供餞の儀」と「主基殿供餞の儀」に参列するために京都から出張した。同日にかかる給与及び旅費は、同月15日に支給された。

### 第3 本件公金支出が違憲違法である理由

1 政教分離原則違反

本訴訟は、2019年の5月から同年11月にかけて行われた大嘗祭や即位礼などの一連の天皇代替わり諸儀式の中で、京都府が独自のかかわりを持った「主基田」関係の宗教儀式を問題にしている。

主基田の儀式とは、亀甲を用いる呪術によって古定された斎田で収穫された新穀を「大嘗祭」なる宗教儀式に用いるための一連の宗教行為である。

日本国憲法は、第20条第3項において、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定している。また、第89条においては「公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定している。これらの規定(政教分離規定)は、「国」だけではなく地方自治体にも及ぶ。

京都府知事をはじめとする職員(地方公務員)が「主基田」関係の宗教諸儀式に関与することは、明らかに政教分離原則に違反する。しかるに、京都府知事らは前記第2の1乃至3まで3件の行為に及んで、大嘗祭及び「主基田」関係儀式に参列して関与した。これらの行為に対する本件公金支出は、明白に違憲違法である。

### 2 相手方西脇隆俊の責任

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を代表する者であり(地方自治法147条)、当該普通公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務その他公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負い(同法138条の2)、予算の執行、地方税の賦課徴収、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収、財産の取得、管理及び処分等の広範な財務会計上の行為を行う権限を有する者であって(同法149条)、その職責及び権限の内容にかんがみると、長は、上記財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するとされている以上、上記財務会計上の行為の適否が問題とされている当該住民訴訟において、同法242条の2第1項4号にいう「当該職員」に該当する(最判平成5年2月16日・民集47巻3号1687頁)。

相手方西脇隆俊は京都府知事として、本件支払い・支出の権限を本来的に有するとされている者であり、同法242条の2第1項4号にいう「当該職員」に該当するところ、上述のとおり、大嘗祭関連行事への公金支出は違憲違法であるから、京都府に対し、本件公金支出金相当額の損害を与えたものである。

したがって、相手方西脇隆俊は京都府に対し、その損害を賠償する責任を負う。

### 第4 監査請求

原告らは、本件公金支出について、2020年8月21日付けで地方自治法第242条第1項に基づき監査請求を行なったが、京都府監査委員は同年10月5日付けで棄却決定をし、原告らは同月6日に同監査結果を受領した。

#### 第5 まとめ

よって、違憲違法な本件公金支出を行った相手方西脇隆俊は、京都府に対して損害を賠償する責任を負うのであり、原告らは、地方自治法第242条の2第1項4号に基づき、被告(京都府知事)が、相手方西脇隆俊に対して、請求の趣旨第1項ないし第3項記載の金員を支払うよう請求することを求める。

## 附属書類

1 甲号証写し 各1通

2 訴訟委任状 12通

以上